

令和元年7月2日

発 言 者	発 言 要 旨
田澤委員	今回の山形県沖地震によるあつみ温泉の源泉に対する影響はどうか。
みどり自然課長	あつみ温泉の三つの源泉への影響はなかったと聞いている。
田澤委員	温泉の集中管理に向けた県の対応状況はどうか。
みどり自然課長	集中管理のための県の補助事業は、昭和46年度に創設されたものである。平成14年度までに県内11の温泉地で事業が実施された。あつみ温泉では昭和52年度及び53年度に、補助事業による集中管理のための施設整備が実施された。
田澤委員	県の補助事業の内容はどのようなものか。
みどり自然課長	集中管理のための補助事業は、県が4分の1、地元市町村が4分の1、温泉管理団体が2分の1を負担し実施するものである。今回の災害対応の事業も同じスキームで提案している。
田澤委員	工事期間中に温泉旅館の営業等に影響はないのか。
みどり自然課長	工事により給湯が約2時間停止するため、旅館の営業を考慮し、宿泊客が帰り、温泉の利用が少ない午前中に工事を行ったり、各旅館の貯湯槽をいっぱいにするなどの呼びかけを行い、営業に影響が出ないようにすると聞いている。
関委員	温泉の配湯のために、速やかな対応が必要な場所が3か所だったということか。その他補修が必要な場所はなかったのか。
みどり自然課長	現在確認されている被災箇所が、配管2か所と貯湯槽1か所である。配管の被災については、顕在化していない箇所がある可能性がある。今後、地震による被災と認められれば、補助の対象になるものと認識している。
関委員	事業者負担2分の1というのは、災害の場合の要件ということか。
みどり自然課長	今回のスキームは、災害による復旧のためのものである。老朽化による更新は対象としていない。
関委員	他温泉でも老朽化による更新が必要なものも出てくる恐れがあるが、この場合、今回のスキームは適用されるか。
みどり自然課長	そのような場合は、新たなスキームを検討する必要がある。
小松副委員長	今回の補助スキームは、以前補助事業が行われていたから適用されるのか、それとも災害だから適用されるのか。
みどり自然課長	かつて県の補助事業により集中管理を実施した温泉地を対象に、災害復

発 言 者	発 言 要 旨
阿部委員	<p>旧を支援するため提案しているものである。</p> <p>貯湯槽上部のパイプから温泉が溢れているのを見たが、修繕されたのか。また、このパイプの修繕は補助事業の対象となるのか。</p>
環境エネルギー 部長	<p>溢れているように見えるのは、余った源泉がオーバーフローしているもので、休止中の旅館が営業を再開すれば、溢れなくなると聞いている。</p> <p>貯湯槽に今回の地震による被害が確認されれば、補助事業の対象となるものと考えている。</p>